

仕 様 書

- 1 業務名 令和8年度ケアプランチェック業務
- 2 履行場所 大野城市役所・受託者事業所内
- 3 履行期間 契約日の翌日から令和9年3月25日まで

4 業務の目的

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の規定に基づき、ケアプランチェックを通して介護支援専門員やサービス事業所とともにケアマネジメントの質の向上を図る。また、不適切な給付の削減と必要なサービスを適正量提供することで、利用者の状態を維持改善し、介護保険制度の信頼感を高める。これらにより、将来的に、介護給付費や介護保険料の上昇を抑制することを通じて、介護保険制度の持続可能な運営に資することを目的とする。

5 業務内容

受託者は、管理責任者（主任介護支援専門員の資格を有する者）及び担当者（介護支援専門員の資格を有する者）を定め、資格を有することを証明する書類とともに本市に届け出た上で、次に掲げる業務を行うものとする。管理責任者及び担当者は介護給付適正化にかかる業務内容を熟知し、居宅介護支援事業者等へ適切な指導及び助言を行うことができる者とする。

(1) ケアプランチェック業務

1) ケアプラン等検証業務

発注者がケアプランチェック対象者を抽出し、居宅介護支援事業所等にあらかじめ提出を依頼した3か月分のアセスメント、ケアプラン、モニタリング表等について、評価表（受託者作成）に基づいて検証及び評価を行う。

2) ヒアリング業務

市が指定した事業所に対して、1)で行った業務に基づき、ヒアリングを実施し、結果報告や改善指導等を行う。実施方法は、対面又はオンラインでの実施とする。

3) 議事録（報告書）作成業務

ヒアリングにおいて、指摘事項等、事業者への質問に対する回答を含めた議事録（報告書）を作成する。

(2) 研修業務

居宅介護支援事業者等を対象とした研修会を令和9年3月に、集合形式もしくはオンライン形式（併用でも可）で実施する。

内容は、(1)で特に多かった指摘事項等に重点をおいた内容とし、2時間を確保する。また、介護保険法施行規則介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修の受講要件の一つである「地域包括支援センターや職能団体

等が開催する法定外の研修」の要件を満たす内容とする。

6 予定数量

- (1) ケアプランチェック業務 100 件
- (2) 研修業務 年 1 回

7 資料等の貸与

本委託業務の遂行に資料等が必要なときは、これを貸与することとするが、亡失はもちろん、汚損・破損のないよう取扱には十分注意するものとし、貸与された資料等が不要になったときは、速やかに返納することとする。

また、貸与する資料等は、受渡書（借用書）を交わし授受することとし、運搬、保管及び利用に際して十分慎重な取扱いを実施することとする。個人情報を含む資料に係る郵送費は受託者の負担とする。

8 報告書

受託者は、毎月10日（その日が休日の場合は翌業務日）までに、発注者及び受託者にて決定する様式にて前月分の業務報告を行うものとする。ただし、3月分の報告については、令和9年3月19日までに提出するものとする。また、総括を記載した業務全体の報告書を令和9年3月19日までに提出するものとする。

9 法令等の遵守

本業務は、本仕様書によるほか、以下に示す関係法令・規程等に準拠して実施すること。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）
- (2) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (4) その他関係法令・通達等

10 個人情報保護

本業務は、市民の重要な個人情報を取り扱うため、個人情報の保護に関する法律及び大野城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）に定めるもののほか、次の各号及び別記個人情報及び特定個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

- (1) 受託者は、情報セキュリティマネジメントシステム又はプライバシーマークを取得しており、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備しなければならない。
- (2) 受託者及び業務従事者の責に帰すべき事由により、個人情報に係る損害を与えた場合は、受託者とその賠償をしなければならない。

11 支払条件

- (1) 受託者は、業務完了後発注者の行う検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

(2) 発注者は、適正な請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

12 その他

(1) 受託者の故意又は過失によって、発注者又は第三者に損害等を与えた場合は受託者の責任においてその損害等を賠償しなければならない。

(2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議を行い、その解決を図るものとする。

別記

個人情報及び特定個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(定義)

第2条 この契約で使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）で使用する用語の例による。

(従事者の範囲の指定)

第3条 受託者は、この契約による個人情報を取り扱う業務に従事する者（以下「従事者」という。）の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないようにしなければならない。

2 受託者は、この契約による特定個人情報を取り扱う業務に関して、発注者に対し前項で特定された従事者の名簿を提出しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(安全確保の措置)

第6条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

(作業場所等の特定)

第7条 受託者は、この契約による業務を処理するために個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を明確にし、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

2 特定個人情報の閲覧及び更新は、発注者の指定する場所又は受託者が管理する静脈認証等の機能を有した高セキュリティ区域内で行うものとする。

(持出しの禁止)

第8条 受託者は、この契約による業務を処理するために必要があるときを除き、個人情報が記録された資料等を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。ただし、書面による発注者の指示又は承諾があるときはこの限りではない。

(利用及び提供の制限)

第9条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、書面による発注者の指示又は承諾があるときはこの限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第10条 受託者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、書面による発注者の指示又は承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

第11条 受託者は、この契約による個人情報を取り扱う業務を自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、受託者からの事前の書面による申請により、発注者の承諾があるときはこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、この契約による個人情報を取り扱わせる場合には、本特記事項と同等の内容について、当該第三者（以下「再委託先」という。）との間で契約しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(媒体等の返却及び消去等)

第12条 受託者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された媒体等は、業務完了後直ちに発注者に返却、消去又は廃棄等をするものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 受託者は、この契約による業務に係る個人情報を消去又は廃棄等をするときは、物理的な破壊、溶解等の復元又は判読が不可能な方法によらなければならない。

3 受託者は、この契約による業務に係る個人情報を消去又は廃棄等をしたときは、消去又は廃棄等をした記録を保存するとともに、発注者に対して写真等を付した消去又は廃棄等を証明する書類を交付しなければならない。

(運搬)

第13条 受託者は、この契約による業務を処理するため、又は当該業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受託者の責任において、確実かつ適切な方法により運搬しなければならない。

(従事者への監督又は教育研修)

第14条 受託者は、従事者に対して、適切な監督を行うとともに、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他個人情報の保護に関し、必要な事項を研修するものとする。

(事故報告)

第15条 受託者は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告しなければならない。

2 前項の場合において、受託者は速やかに原因究明等必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定するものとし、発注者に対し調査結果及び再発防止策の内容を報告しなければならない。

(調査)

第 16 条 発注者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いに関して、受託者の作業に立ち会い、又は必要な事項について調査することができる。

2 受託者は、前項による立ち会い又は調査を求められたときは、応じなければならない。

(指示及び報告)

第 17 条 発注者は、受託者がこの契約による業務に係る個人情報の適切な管理を確保するため、受託者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

2 受託者は、発注者が要求した場合は、年 1 回以上、この契約による業務に係る個人情報の管理状況について、書面で報告するものとする。

3 発注者及び受託者は、前項の報告を踏まえ、個人情報の安全管理体制の改善の要否を協議し、改善が必要と判断したときは、双方協議のうえ対応する。

(契約解除及び損害賠償)

第 18 条 発注者は、受託者が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(法令等の遵守)

第 19 条 前各条に定めるもののほか、受託者は、個人情報の取扱いに関して、個人情報保護法、大野城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号）及び大野城市個人情報の安全管理に関する規程（令和 5 年規程第 7 号）を遵守しなければならない。

2 受託者は、特定個人情報の取扱いに関して、前項に定めるもののほか、番号利用法及び大野城市特定個人情報の安全管理に関する規程（平成 29 年規程第 4 号）を遵守しなければならない。